



# リスクアセスメント

全国安全週間が7月1日からスタートします。  
88回目となる今年度のスローガンは  
「危険見つけてみんなで改善 意識高めて安全職場」  
みんなで協力して職場の“危険の芽”を摘み取りましょう。  
そこで今回は、リスクアセスメントの話です。




「リスクアセスメントって何となくは知ってるんだけど、具体的にどんなことだっけ？」そんな方のためにまずは意味のおさらいから始めましょう。リスクアセスメントとは、労働災害の発生を予防するために、職場に潜んでいる危険なものや有害なものを見つけ出し、危険の大きいものから対策を立て実施していくことです。労働安全衛生法の第28条によって事業者にはその実施が努力義務化されています。

従来の労働災害防止対策は、事故が発生した後にその原因を突き止め、同じような事故が再発しないように措置を取る“後追い型”でしたが、リスクアセスメントは災害が発生する前に先手を打って危険の芽(リスク)を摘み取ってしまおうという“先回り型”です。

では、リスクアセスメントを実施することによって、どのような効果が期待できるのでしょうか。

**〈リスクアセスメントの効果〉**

- ① 職場にどのような危険性や有害性が潜んでいるか明確にできる
- ② それらの危険性や有害性に対する認識をみんなで共有できる
- ③ どこから安全対策に手を付けたいか優先順位を決めることができる
- ④ 事故を避けるために「守るべきこと」の理由が明確にできる
- ⑤ 職場全体で安全対策への意識を高めることができる



リスクアセスメントを実施する場合、全社で一斉にスタートするのももちろんベストですが、建設業などの場合、特定の工事や一部の作業グループから始めてみて徐々に広げていくことも有効な方法です。仕組みづくりにあれこれ悩んで実施を先送りするよりも、まずはやってみようという姿勢で取り組んでみましょう。

次は、リスクアセスメントの具体的な進め方を見ていきましょう。リスクアセスメントには、右のように、大きく分けて4つのステップがあります。

実施したリスク低減措置と結果はきちんと記録に残し、その措置が適切であったか、見直しや改善の必要はないかを検討して、次回の安全計画の策定などに役立てるようにすることが大切です。リスクアセスメントの実施一覧表と改善の記録は時系列に整理し、自社の災害防止のノウハウとして蓄積していきましょう。

## 今日のワンポイント

### 「リスクアセスメント実施支援システム」を見てみよう！

厚生労働省では、リスクアセスメントのさらなる普及と定着を目的として、「職場のあんぜんサイト」内に「リスクアセスメント実施支援システム」を開設しています。このシステムにアクセスすると、作業区分ごとの「危険性または有害性と発生のおそれがある災害」や「防止対策」などがチェックできるようになっています。リスクアセスメントの参考に、ぜひ一度アクセスしてみてください。




リスクアセスメント  
実施支援システム

[http://anzeninfo.mhlw.go.jp/risk/kensetu\\_index.html](http://anzeninfo.mhlw.go.jp/risk/kensetu_index.html)


職場のあんぜんサイト

- ### 1 危険性または有害性の特定

使用する機械や設備、原材料、作業行動や現場環境などについて、どんな危険性または有害性があるかを特定します。

 **たとえば資材などの荷物を運ぶ場合・・・**  
手が滑って足の上に落ちる
- ### 2 リスクの見積り

特定したすべての危険性または有害性についてリスクの見積りを行います。リスクの見積りは、それぞれの危険性または有害性ごとに「危険に近づく頻度」「けがの可能性」「けがの程度」の組み合わせ(合計)で行います。

 **危険に近づく頻度**   **けがの可能性**   **けがの程度**   **計測値/リスクレベル**

**4 + 2 + 6 = 12 / III**


危険に近づく頻度		けがの可能性		けがの程度	
頻繁	4点	確実である	6点	死亡・永久的労働不能	10点
ときどき	2点	可能性が高い	4点	休業災害、障害の残るけが	6点
めったにない	1点	可能性がある	2点	不休業災害	3点
		可能性がほとんどない	1点	微小災害	1点

〈計測値/リスクレベル〉  
★15～20…Ⅳ   ★12～14…Ⅲ   ★5～11…Ⅱ   ★0～4…Ⅰ
- ### 3 リスク低減のための優先度の設定とリスク低減措置内容の検討

リスクの見積りに基づいて、リスク低減の優先度を設定します。リスク低減措置を検討する際、法令に定められた事項がある場合にはそれを必ず実施するようにします。
- ### 4 リスク低減措置の実施

リスク低減の優先度の結果に従い、リスクの除去やリスク低減措置を実施します。リスク低減措置としては具体的に次のような方法があります。

  - ① 設計や計画の段階における危険な作業の廃止、変更 など
  - ② インターロック、安全装置を設置する など
  - ③ マニュアルの整備、立ち入り禁止措置、教育訓練 など
  - ④ 個人用保護具の使用

 **滑り止め付きの手袋や耐衝撃性に優れた安全靴を装着する**